

第5回フォーラムでの 質問に対する回答 (御嵩町)

○山地災害危険地区の考え方について（※）

Q 1：山地災害危険地区とはこういった被害想定に基づき指定されるのか。

A 1：土砂等が流出した際に「下流」の人家や道路に被害が発生するおそれのある山腹や溪流を、山地災害危険地区として把握している。なお、山地災害危険地区は法令に基づくものではないため「指定」でなく「把握」をしている。

Q 2：土砂等の流出により想定される影響範囲の選定基準は。

A 2：溪流の出口からおおむね2km以内を基準に選定している。